

協議第11号

使用料・手数料等の取扱い（その1）について

使用料・手数料等の取扱い（その1）について、次のとおり確認を求める。

平成15年2月28日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤 宏 太 郎

記

使用料・手数料等の取扱い（その1）について
手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。

※附属資料P. 2～28参照

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料(手数料総括表)

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い(その1)			細 項 目	手数料
調 整 方 針	手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。				
項 目	根 拠 条 例				具体的な調整内容
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町	
税証明等の事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 0参照)
火薬類取扱い事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 1参照)
消防関係事務手数料	西条市手数料条例	――	――	――	・西条市の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 1 2参照)
戸籍等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・西条市の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 1 3、P. 1 4参照)
畜犬登録等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・狂犬病予防法関係手数料については、現行のとおりとする。 ・化製場等に関する法律関係手数料については、西条市、丹原町、小松町の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 1 5参照)
障害者控除対象者認定手数料	西条市手数料条例	――	――	小松町手数料条例	・東予市の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 1 6参照)
農振法関係証明手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 7参照)
鳥獣飼養許可等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 8参照)
事業所証明事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 1 9参照)
耕作(者)証明等事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 2 0参照)
優良宅地造成の認定等手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・優良宅地造成の認定手数料(0.1ha未満)、優良住宅新築認定申請手数料及び用途地域等の証明手数料については、現行のとおりとする。 ・優良宅地造成の認定手数料については、西条市、東予市の例により調整する。 ・良質住宅新築認定申請手数料については、西条市、東予市、丹原町の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 2 1参照)
公営住宅等関係事務手数料	――	東予市手数料条例	――	小松町手数料条例	・公営住宅等車庫証明等手数料については、東予市、小松町の例により調整する。 調整方針説明資料(P. 2 2参照)
屋外広告物許可等関係事務手数料	西条市手数料条例	東予市手数料条例	丹原町手数料徴収条例	小松町手数料条例	・屋外広告物の許可手数料については、現行のとおりとする。 ・市道の境界確認手数料については、西条市、小松町の例により調整する。 ・市道の幅員証明手数料については、現行のとおりとする。 調整方針説明資料(P. 2 3参照)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い(その1)			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	税証明等の事務手数料			専 門 部 会 名	財務部会	分 科 会 名	税務分科会
調 整 方 針	税証明等の事務手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
(1) 土地建物に関する証明手数料	1枚につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	現行のとおりとする。	
(2) 公租・公課に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1税目につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円		
(3) 営業に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円		
(4) 公簿の写しに関する証明手数料	1件につき 200円	1枚につき 200円	1枚につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円		
(5) 図面の写しに関する証明手数料	1枚につき 200円	1件につき 200円		1件につき 200円	1件につき 200円		
(6) 公簿・図面の閲覧手数料	1回につき 200円	1件につき 200円	1回につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円		
(7) 住宅用家屋の証明手数料	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円	1件につき 1,300円		
(8) その他事実に関する証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料	
事 務 事 業 名	火薬類取扱い事務手数料			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名 総務分科会
調 整 方 針	火薬類取扱い事務手数料については、現行のとおりとする。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]		
1 火薬類取締法関係手数料						
(1) 火薬類取締法の規定に基づく各種許可手数料	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」 に定める手数料（P. 30参照）	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」 に定める手数料（P. 30参照）	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」 に定める手数料（P. 30参照）	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」 に定める手数料（P. 30参照）	現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料	
事 務 事 業 名	消防関係事務手数料			専 門 部 会 名	総務部会	分 科 会 名 消防・防災分科会
調 整 方 針	消防関係事務手数料については、西条市の例により調整する。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	周桑事務組合所管事項	周桑事務組合所管事項	周桑事務組合所管事項		
1 消防法関係手数料						
(1) 消防法の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所、取扱所に関する各種手数料	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料(P. 25～P. 30 参照)	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料(P. 25～P. 30 参照)	同左	同左	西条市の例により調整する。	
2 その他手数料						
(1) タンクの検査手数料			同左	同左	西条市の例により調整する。	
ア 水張検査						
a 容量1万リットル以下のタンク	6, 0 0 0円	6, 0 0 0円				
b 容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク	1 1, 0 0 0円	1 1, 0 0 0円				
c 容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク	1 5, 0 0 0円	1 5, 0 0 0円				
d 容量200万リットルを超えるタンク	15, 000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4, 400円を加えた額	15, 000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4, 400円を加えた額				
イ 水圧検査						
a 容量600リットル以下のタンク	6, 0 0 0円	6, 0 0 0円				
b 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク	1 1, 0 0 0円	1 1, 0 0 0円				
c 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク	1 5, 0 0 0円	1 5, 0 0 0円				
d 容量2万リットルを超えるタンク	15, 000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4, 400円を加えた額	15, 000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4, 400円を加えた額				
(2) 罹災に関する証明手数料	無料	一件につき 1 0 0円				
(3) その他消防事務に関する証明手数料	無料	一件につき 1 0 0円				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）				細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	戸籍等関係事務手数料				専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	住民分科会
調 整 方 針	戸籍等関係事務手数料は、西条市の例により調整する。							
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容		
	西 条 市		東 予 市		丹 原 町			小 松 町
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]		[東 予 市 手 数 料 条 例]		[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]		
1 戸籍法関係手数料								
(1) 戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通につき	450円	1通につき	450円	1通につき	450円	西条市の例により調整する。	
(2) 戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	350円	1件につき	350円	1件につき	350円		
(3) 除籍の謄本又は抄本の交付手数料	1通につき	750円	1通につき	750円	1通につき	750円		
(4) 除籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	450円	1件につき	450円	1件につき	450円		
(5) 戸籍法の規定による届出、申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料	1通につき	350円	1通につき	350円	1通につき	350円		
(6) 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料	1通につき	1,400円	1通につき	1,400円	1通につき	1,400円		
(7) 戸籍法の規定による届書その他の書類の閲覧手数料	1件につき	350円	1件につき	350円	1件につき	350円		
2 住民基本台帳法等関係手数料								
(1) 身分に関する証明手数料	1枚につき	200円	1通につき	200円	1枚につき	200円		
(2) 住民票の写し交付手数料	1通につき	200円	1通(3人まで) 1人増すごとに	200円 60円	1通につき	200円		
(3) 住民票記載事項証明手数料	1通につき	200円	1件につき 200円		1件につき 200円	1件につき 200円		
(4) 住民票閲覧手数料	1件につき	200円						
(5) 居住に関する証明手数料	1枚につき	200円						
(6) 戸籍の附票の写しに関する証明手数料	1通につき	200円			1枚につき 200円			
(7) 印鑑に関する証明手数料	1枚につき	200円	1通につき	200円	1通につき	200円	1通につき 200円	
(8) 印鑑登録証交付手数料	1件につき	200円	1件につき 200円		1件につき 200円	1通につき 200円		
(9) 印鑑登録証再交付手数料	1件につき	200円				1通につき 200円		
(10) 外国人登録記載事項証明手数料	1通につき	200円	1通につき	200円	1通につき	200円		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）		細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	戸籍等関係事務手数料		専 門 部 会 名	住民部会	分 科 会 名	住民分科会
調 整 方 針						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
3 道路運送車両法関係手数料					西条市の例により調整する。	
（１）自動車の臨時運行許可手数料	1両につき 750円	1両につき 750円	—	—		
4 船員法関係手数料						
（１）船員雇入契約の公認手数料	1件につき 430円	—	—	—		
（２）船員手帳の交付手数料	1件につき 1,900円	—	—	—		
（３）船員手帳の書換え手数料	1件につき 1,900円	—	—	—		
（４）船員手帳の訂正手数料	1件につき 430円	—	—	—		
5 その他手数料						
（１）その他事実に関する証明手数料	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料	
事 務 事 業 名	畜犬登録等関係事務手数料			専 門 部 会 名	環境部会	分 科 会 名 環境分科会
調 整 方 針	狂犬病予防法関係手数料については、現行のとおりとする。 化製場等に関する法律関係手数料については、西条市、丹原町、小松町の例により調整する。					
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町		
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]		
1 狂犬病予防法関係手数料					現行のとおりとする。	
(1) 犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円	1頭につき 3,000円		
(2) 犬の鑑札の再交付手数料	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円	1件につき 1,600円		
(3) 狂犬病予防注射済票の交付手数料	1件につき 550円	1件につき 550円	1件につき 550円	1件につき 550円		
(4) 狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件につき 340円	1件につき 340円	1件につき 340円	1件につき 340円		
2 化製場等に関する法律関係手数料					西条市、丹原町、小松町の例により調整する。	
(1) 動物の飼養又は収容の許可手数料	1件につき 6,010円	—	1件につき 6,010円	1件につき 6,010円		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	障害者控除対象者認定手数料			専 門 部 会 名	福祉部会	分 科 会 名	高齢者分科会
調 整 方 針	障害者控除対象者認定手数料については、東予市の例により調整する。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]			[小 松 町 手 数 料 条 例]			
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 障害者控除対象者認定手数料	1件につき 200円	無料	—	1件につき 200円		東予市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）				細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	農振法関係証明手数料				専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	農業分科会
調 整 方 針	農振法関係証明手数料については、現行のとおりとする。							
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容			
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町				
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]				
(1) その他事実に関する証明手数料								
ア 農振法関係証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	現行のとおりとする。			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	鳥獣飼養許可等関係事務手数料			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	林業分科会
調 整 方 針	鳥獣飼養許可等関係事務手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
1 鳥獣保護及び狩猟に関する法律関係手数料							
(1) 鳥獣飼養許可証の交付、更新、再交付手数料	1件につき 3, 4 0 0円	1件につき 3, 4 0 0円	1件につき 3, 4 0 0円	1件につき 3, 4 0 0円	1件につき 3, 4 0 0円	現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	事業所証明事務手数料			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	商工労政分科会
調 整 方 針	事業所証明事務手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 事業所証明事務手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	現行のとおりとする。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	耕作(者)証明等事務手数料			専 門 部 会 名	産業経済部会	分 科 会 名	農業委員会分科会
調 整 方 針	耕作(者)証明等事務手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況				具体的な調整内容		
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 耕作(者)証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	現行のとおりとする。	
イ 農家(農業従事者)証明手数料							
ウ 各種届出書・申請書受理証明手数料							
エ 各種許可証明手数料							
オ 農地移動適正化あっせん証明手数料							
カ 納税猶予証明手数料							
キ 競売参加資格証明手数料							
ク 転用確認証明手数料							
ケ その他							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	優良宅地造成の認定等手数料			専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	都市計画分科会
調 整 方 針	優良宅地造成の認定手数料(0.1ha 未満)、優良住宅新築認定申請手数料及び用途地域等の証明手数料については、現行のとおりとする。 優良宅地造成の認定手数料については、西条市、東予市の例により調整する。 良質住宅新築認定申請手数料については、西条市、東予市、丹原町の例により調整する。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
1 租税特別措置法関係手数料							
(1) 優良宅地造成の認定手数料(0・1ha未満)	1 件につき 86,000円	1 件につき 86,000円	1 件につき 86,000円	1 件につき 86,000円		現行のとおりとする。	
(2) 優良宅地造成の認定手数料	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)				西条市、東予市の例により調整する	
(3) 優良住宅新築認定申請手数料	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)	愛媛県手数料条例に基づく手数料(P.31参照)		現行のとおりとする	
(4) 良質住宅新築認定申請手数料						西条市、東予市、丹原町の例により調整する。	
新築住宅の床面積が100㎡以下	1 件につき 6,200円	1 件につき 6,200円	1 件につき 6,200円	—			
〃 100㎡を超え500㎡以下	1 件につき 8,600円	1 件につき 8,600円	1 件につき 8,600円	—			
〃 500㎡を超え2,000㎡以下	1 件につき 13,000円	1 件につき 13,000円	1 件につき 13,000円	—			
〃 2,000㎡を超え10,000㎡以下	1 件につき 35,000円	1 件につき 35,000円	1 件につき 35,000円	—			
〃 10,000㎡を超えるもの	1 件につき 43,000円	1 件につき 43,000円	1 件につき 43,000円	—			
2 その他手数料							
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 用途地域等の証明手数料	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円	1通につき 200円		現行のとおりとする。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	公営住宅等関係事務手数料			専 門 部 会 名	都市計画部会	分 科 会 名	住宅管理分科会
調 整 方 針	公営住宅等関係事務手数料については、東予市、小松町の例により調整する。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]		[東 予 市 手 数 料 条 例]		[小 松 町 手 数 料 条 例]			
(1) その他事実に関する証明手数料							
ア 公営住宅等車庫証明手数料	無料	1件につき 200円	無料	1件につき 200円	東予市、小松町の例により調整する。		
イ 公営住宅等入居証明手数料	無料	1件につき 200円	無料	1件につき 200円			
ウ 公営住宅等家賃証明手数料	無料	1件につき 200円	無料	1件につき 200円			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協 議 項 目	使用料・手数料等の取扱い（その１）			細 項 目	手数料		
事 務 事 業 名	屋外広告物許可等関係事務手数料			専 門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名	建設分科会
調 整 方 針	屋外広告物の許可手数料については、現行のとおりとする。 市道の境界確認手数料については、西条市、小松町の例により調整する。 市道の幅員証明手数料については、現行のとおりとする。						
項 目	事 務 事 業 の 現 況					具体的な調整内容	
	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松 町			
[根 拠]	[西 条 市 手 数 料 条 例]	[東 予 市 手 数 料 条 例]	[丹 原 町 手 数 料 徴 収 条 例]	[小 松 町 手 数 料 条 例]			
１ 屋外広告物法関係手数料							
（１）屋外広告物の許可手数料	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P. 32～P. 33参照)	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P. 32～P. 33参照)	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P. 32～P. 33参照)	愛媛県屋外広告物条例に基づく手数料 (P. 32～P. 33参照)		現行のとおりとする。	
２ その他手数料							
（１）その他事実に関する証明手数料							
ア 市町道の境界確認手数料	1件につき 200円	無料	無料	1件につき 200円		西条市、小松町の例により調整する。	
イ 市町道の幅員証明手数料	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円	1件につき 200円		現行のとおりとする。	

使用料・手数料等の取扱いに関する法令

○地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）

（使用料）

第 2 2 5 条 普通地方公共団体は、第 2 3 8 条の 4 第 4 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

第 2 2 6 条 市町村は、第 2 3 8 条の 6 の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で 5 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）

第 2 2 9 条 第 1 3 8 条の 4 第 1 項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第 1 4 条第 1 項本文又は第 4 5 条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して 3 0 日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があった日から 2 0 日以内に意見を述べなければならない。

6 第 4 項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第 3 項の処分については、裁判所に出訴することができない。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令

内閣は、地方自治法（S22 法67）第 228 条第 1 項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第 228 条第 1 項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金 額
15 消防法（S23法186）第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく指定数量以下の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5400円
16 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	イ 指定数量の倍数が 1 0 以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 3 9 0 0 0 円 ロ 指定数量の倍数が 1 0 を超え 5 0 以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 5 2 0 0 0 円 ハ 指定数量の倍数が 5 0 を超え 1 0 0 以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 6 6 0 0 0 円 ニ 指定数量の倍数が 1 0 0 を超え 2 0 0 以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 7 7 0 0 0 円 ホ 指定数量の倍数が 2 0 0 を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 9 1 0 0 0 円

	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所	20000円
		2. 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所	26000円
		3. 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所	39000円
		4. 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所	52000円
		5. 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所	66000円
		ロ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所	20000円
		2. 指定数量の倍数が100を超え10000以下の屋外タンク貯蔵所	26000円
		3. 指定数量の倍数が10000を超える屋外タンク貯蔵所	39000円
		ハ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査	580000円
		ニ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクにかかる屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 危険物の貯蔵最大数量が1000キロリットル以上5000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	90万円
		2. 危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル以上10000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	109万円
		3. 危険物の貯蔵最大数量が10000キロリットル以上50000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	121万円
		4. 危険物の貯蔵最大数量が50000キロリットル以上100000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	154万円
		5. 危険物の貯蔵最大数量が100000キロリットル以上200000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	180万円
		6. 危険物の貯蔵最大数量が200000キロリットル以上300000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	423万円
		7. 危険物の貯蔵最大数量が300000キロリットル以上400000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	559万円
		8. 危険物の貯蔵最大数量が400000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	691万円
		ホ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請にかかる審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	632万円
		2. 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	797万円
		3. 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1180万円
		ヘ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	26000円
		ト 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
		1. 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所	26000円
		2. 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所	39000円
		チ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	13000円

	3 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	イ 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査5 2 0 0 0 円 ロ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査6 6 0 0 0 円 ハ 第 1 種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査2 6 0 0 0 円 ニ 第 2 種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査3 3 0 0 0 円 ホ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から 1 8 の項まで及び 2 2 の項において同じ。）が 1 5 k m 以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管にかかる最大常用圧力が 0 . 9 5 メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 k m 以上のものを除く。）2 1 0 0 0 円 2. 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0 . 9 5 メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 k m 以上 1 5 k m 以下の移送取扱所8 7 0 0 0 円 3. 危険物を移送するための配管の延長が 1 5 k m を超える移送取扱所8 7 0 0 0 円に危険物を移送するための配管の延長が 1 5 k m 又は 1 5 k m に満たない端数を増すごとに 2 2 0 0 0 円を加えた金額 ヘ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 指定数量の倍数が 1 0 以下の一般取扱所3 9 0 0 0 円 2. 指定数量の倍数が 1 0 を超え 5 0 以下の一般取扱所5 2 0 0 0 円 3. 指定数量の倍数が 5 0 を超え 1 0 0 以下の一般取扱所6 6 0 0 0 円 4. 指定数量の倍数が 1 0 0 を超え 2 0 0 以下の一般取扱所7 7 0 0 0 円 5. 指定数量の倍数が 2 0 0 を超える一般取扱所9 1 0 0 0 円
17 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	1 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	16の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	2 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	16の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクにかかる屋外タンク貯蔵所)にあっては、総務省令で定める場合には、16の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	3 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	16の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
18 消防法第 11 条第 5 項及び危険物の規制に関する政令(S34 政令306)第 8 条第 3 項の規定に基づく危険物の製造所、貯	1 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	16の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務	2 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、16の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、16の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額								
	3 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	16の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額								
	4 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	16の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額								
	5 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、16の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、16の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額								
	6 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	16の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額								
19 消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認に関する事務	消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	5400円								
20 消防法第 11 条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第 8 条の2第 7 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	1 消防法第 11 条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <table><tr><td>1. 容量 1 万リットル以下のタンク</td><td>6 0 0 0 円</td></tr><tr><td>2. 容量 1 万リットルを越え 1 0 0 万リットル以下のタンク</td><td>1 1 0 0 0 円</td></tr><tr><td>3. 容量 1 0 0 万リットルを越え 2 0 0 万リットル以下のタンク</td><td>1 5 0 0 0 円</td></tr><tr><td>4. 容量 2 0 0 万リットルを超えるタンク</td><td>1 5 0 0 0 円に 1 0 0 万リットル又は 1 0 0 万リットルに満たない端数を増すごとに 4 4 0 0 円を加えた金額</td></tr></table>	1. 容量 1 万リットル以下のタンク	6 0 0 0 円	2. 容量 1 万リットルを越え 1 0 0 万リットル以下のタンク	1 1 0 0 0 円	3. 容量 1 0 0 万リットルを越え 2 0 0 万リットル以下のタンク	1 5 0 0 0 円	4. 容量 2 0 0 万リットルを超えるタンク	1 5 0 0 0 円に 1 0 0 万リットル又は 1 0 0 万リットルに満たない端数を増すごとに 4 4 0 0 円を加えた金額
		1. 容量 1 万リットル以下のタンク	6 0 0 0 円							
2. 容量 1 万リットルを越え 1 0 0 万リットル以下のタンク	1 1 0 0 0 円									
3. 容量 1 0 0 万リットルを越え 2 0 0 万リットル以下のタンク	1 5 0 0 0 円									
4. 容量 2 0 0 万リットルを超えるタンク	1 5 0 0 0 円に 1 0 0 万リットル又は 1 0 0 万リットルに満たない端数を増すごとに 4 4 0 0 円を加えた金額									
ロ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 <table><tr><td>1. 容量 6 0 0 リットル以下のタンク</td><td>6 0 0 0 円</td></tr><tr><td>2. 容量 6 0 0 リットルを越え 1 万リットル以下のタンク</td><td>1 1 0 0 0 円</td></tr><tr><td>3. 容量 1 万リットルを越え 2 万リットル以下のタンク</td><td>1 5 0 0 0 円</td></tr><tr><td>4. 容量 2 万リットルを超えるタンク</td><td>1 5 0 0 0 円に 1 万リットル又は 1 万リットルに満たない端数を増すごとに 4 4 0 0 円を加えた金額</td></tr></table>	1. 容量 6 0 0 リットル以下のタンク	6 0 0 0 円	2. 容量 6 0 0 リットルを越え 1 万リットル以下のタンク	1 1 0 0 0 円	3. 容量 1 万リットルを越え 2 万リットル以下のタンク	1 5 0 0 0 円	4. 容量 2 万リットルを超えるタンク	1 5 0 0 0 円に 1 万リットル又は 1 万リットルに満たない端数を増すごとに 4 4 0 0 円を加えた金額		
1. 容量 6 0 0 リットル以下のタンク	6 0 0 0 円									
2. 容量 6 0 0 リットルを越え 1 万リットル以下のタンク	1 1 0 0 0 円									
3. 容量 1 万リットルを越え 2 万リットル以下のタンク	1 5 0 0 0 円									
4. 容量 2 万リットルを超えるタンク	1 5 0 0 0 円に 1 万リットル又は 1 万リットルに満たない端数を増すごとに 4 4 0 0 円を加えた金額									

ハ 基礎・地盤検査

次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

		1. 危険物の貯蔵最大数量が1000キロリットル以上5000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所45万円 2. 危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所59万円 3. 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所77万円 4. 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所101万円 5. 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所114万円 6. 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所176万円 7. 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所200万円 8. 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所223万円 二 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 危険物の貯蔵最大数量が1000キロリットル以上5000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所54万円 2. 危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所69万円 3. 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所104万円 4. 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所144万円 5. 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所181万円 6. 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所349万円 7. 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所428万円 8. 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所489万円 ホ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1. 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所1000万円 2. 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所1360万円 3. 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所1870万円
	2 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査 この項の1のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ロ 水圧検査 この項の1のロに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額 ハ 基礎・地盤検査 この項の1のハに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 ニ 溶接部検査 この項の1のニに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 ホ 岩盤タンク検査 この項の1のホに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
22 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	イ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクにかかる屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

		- 危険物の貯蔵最大数量が1000キロリットル以上5000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 34万円 - 危険物の貯蔵最大数量が5000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 45万円 - 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 79万円 - 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 101万円 - 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 127万円 - 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 311万円 - 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 381万円 - 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 440万円 ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 - 危険物の貯蔵最大数量が1000キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 292万円 - 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 350万円 - 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 526万円 ハ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 - 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km 以上15km 以下の移送取扱所 7万円 - 危険物を移送するための配管の延長が15km を越える移送取扱所 7万円に危険物を移送するための配管の延長が15km 又は15km に満たない端数を増すごとに17000円を加えた金額
--	--	--

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
33 火薬類取締法第17条第1項及び第4項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可に関する事務	1 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	1200円
	2 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査	イ 火工品のみの譲受けの許可の申請にかかる審査 2400円 ロ その他の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 - 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25kg 以下の場合 3500円 - その他の場合 6900円

36 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく火薬類の消費の許可に関する事務	火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に関する審査	7900円
--	---------------------------------------	-------

○愛媛県事務処理の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方自治法(昭和22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 [別表](#)の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表(第2条関係)

事務	市町村
30 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。)	各市
(1) 法第 28 条の4第3項第5号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。))に関する事務	
(2) 法第 31 条の2第2項第 10 号ハの規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。))の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(3) 法第 62 条の3第4項第 10 号ハの規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。))の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(4) 法第 63 条第3項第5号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定(適合証明を含む。))に関する事務	
(5) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	
31 租税特別措置法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域にわたるものに関するものを除く。)	建築基準法第4条第1項又は第2項の建築主事を置く市
(1) 法第 28 条の4第3項第6号の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定に関する事務	
(2) 法第 63 条第3項第6号の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定に関する事務	

○愛媛県手数料条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定に基づき県が徴収する手数料については、別に条例で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

別表(第2条、第3条、第7条関係)

事務	名称	金額
70 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 28 条の4第3項第5号イ若しくは第 63 条第3項第5号イ又は第 31 条の2第2項第 10 号ハ若しくは第 62 条の3第4項第 10 号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	申請手数料	(1) 造成宅地の面積が 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満の場合 130,000 円
		(2) 造成宅地の面積が 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満の場合 190,000 円
		(3) 造成宅地の面積が 0.6 ヘクタール以上 1ヘクタール未満の場合 260,000 円
		(4) 造成宅地の面積が 1ヘクタール以上 3ヘクタール未満の場合 390,000 円
		(5) 造成宅地の面積が 3ヘクタール以上 6ヘクタール未満の場合 510,000 円
		(6) 造成宅地の面積が 6ヘクタール以上 10ヘクタール未満の場合 660,000 円
71 租税特別措置法第 28 条の4第3項第6号若しくは第 63 条第3項第 6号又は第 31 条の2第2項第 11 号ニ若しくは第 62 条の3第4項第 11 号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	申請手数料	(1) 新築住宅の床面積の合計が 100 平方メートル以下の場合 6,200 円
		(2) 新築住宅の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 500 平方メートル以下の場合 8,600 円
		(3) 新築住宅の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下の場合 13,000 円
		(4) 新築住宅の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下の場合 35,000 円
		(5) 新築住宅の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下の場合 43,000 円
		(6) 新築住宅の床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える場合 58,000 円

○愛媛県屋外広告物条例

(許可)

第5条 次に掲げる地域又は場所(前条に規定する地域又は場所を除く。)において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)を除く。)及び別表に定める町の区域(知事が指定する区域を除く。)

(許可手数料)

第19条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 前項の手数料の額は、9,500円の範囲内において知事が定める。

(第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理する事務)

第25条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、第5条第1項第1号に掲げる市及び町が処理することとする。

- (1) 屋外広告物法第7条第3項及び第4項の規定に基づく違反に係るはり紙並びにはり札及び立看板の除却に関する事務
- (2) 第5条第1項及び第7条第3項各号の規定に基づく広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置の許可に関する事務
- (3) 第11条第1項の規定に基づく許可内容の変更等の許可に関する事務
- (4) 第12条第1項の規定に基づく広告物又は広告物を掲出する物件を管理する者の設置、変更又は廃止の届出の受理に関する事務
- (5) 第12条第2項の規定に基づく広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置する者の変更の届出の受理に関する事務
- (6) 第12条第3項の規定に基づく広告物若しくは広告物を掲出する物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出の受理に関する事務
- (7) 第12条第4項の規定に基づく滅失の届出の受理に関する事務
- (8) 第13条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは違反広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対する措置命令に関する事務
- (9) 第14条の規定に基づく違反等に対する許可の取消しに関する事務
- (10) 第15条第3項の規定に基づく除却の届出の受理に関する事務
- (11) 第16条の規定に基づく違反広告物を表示し、若しくは違反広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対する除却命令に関する事務
- (12) 第17条第1項の規定に基づく報告の徴収等又は立入検査に関する事務
- (13) 第20条の規定に基づく屋外広告業の届出の受理に関する事務
- (14) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて規則で定めるもの

別表(第5条関係)

郡名	町名
宇摩郡	土居町
周桑郡	小松町及び丹原町
越智郡	波方町、大西町及び菊間町
温泉郡	重信町及び川内町
上浮穴郡	久万町
伊予郡	松前町及び砥部町
喜多郡	長浜町、内子町及び五十崎町
西宇和郡	保内町及び三瓶町
東宇和郡	宇和町及び野村町
北宇和郡	吉田町、広見町、松野町、津島町及び三間町
南宇和郡	御荘町及び城辺町

○愛媛県屋外広告物条例施行規則

第10条 条例第19条の規定による許可手数料の額は、別表第3のとおりとする。

別表第3(第10条関係)

種 別			単 位	手数料
1 はり紙			100 枚	240 円
2 はり札			1 枚	50 円
3 立看板	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの		1 個	70 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上のもの		1 個	120 円
4 建物その他の工作物等の壁面を利用する広告物等	(1) 塗装	ア 表示面積が5平方メートル未満のもの	1 個	120 円
		イ 表示面積が5平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの	1 個	240 円
		ウ 表示面積が 10 平方メートル以上のもの	1 個	600 円
	(2) 塗装以外のもの	ア 表示面積が1平方メートル未満のもの	1 個	120 円
		イ 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1 個	300 円
		ウ 表示面積が5平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの	1 個	600 円
		エ 表示面積が 10 平方メートル以上 20 平方メートル未満のもの	1 個	1,200 円
		オ 表示面積が 20 平方メートル以上 30 平方メートル未満のもの	1 個	2,400 円
		カ 表示面積が 30 平方メートル以上のもの	1 個	3,600 円
5 建物の屋上を利用する広告物等	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの		1 個	120 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの		1 個	300 円
	(3) 表示面積が5平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの		1 個	600 円
	(4) 表示面積が 10 平方メートル以上 20 平方メートル未満のもの		1 個	1,200 円
	(5) 表示面積が 20 平方メートル以上 30 平方メートル未満のもの		1 個	2,400 円
	(6) 表示面積が 30 平方メートル以上のもの		1 個	3,600 円
6 建物その他の工作物等の壁面から突き出した広告物等	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの		1 個	120 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの		1 個	300 円
	(3) 表示面積が5平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの		1 個	600 円
	(4) 表示面積が 10 平方メートル以上 20 平方メートル未満のもの		1 個	1,200 円
	(5) 表示面積が 20 平方メートル以上 30 平方メートル未満のもの		1 個	2,400 円
	(6) 表示面積が 30 平方メートル以上のもの		1 個	3,600 円

7 野立広告物	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの	1個	120 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個	300 円
	(3) 表示面積が5平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの	1個	600 円
	(4) 表示面積が 10 平方メートル以上 20 平方メートル未満のもの	1個	1,200 円
	(5) 表示面積が 20 平方メートル以上 30 平方メートル未満のもの	1個	2,400 円
	(6) 表示面積が 30 平方メートル以上のもの	1個	3,600 円
8 電柱等を利用する 広告物等	(1) 電柱等に巻き付けて取り付ける広告物等	1枚	120 円
	(2) 電柱等に突き出して取り付ける広告物等	1個	240 円
9 停留所標識を利用する広告物等		1個	120 円
10 消火栓標識を利用する広告物等		1個	240 円
11 広告幕		1枚	480 円
12 旗及びのぼり	(1) 表示面積が1平方メートル未満のもの	1個	70 円
	(2) 表示面積が1平方メートル以上のもの	1個	120 円
13 アドバルーン		1個	480 円
14 広告アーチ	(1) 設置期間が1箇月未満のもの	1基	1,800 円
	(2) 設置期間が1箇月以上のもの	1基	3,600 円
15 照明装置を使用す る広告物等	(1) 表示面積が3平方メートル未満のもの	1個	1,200 円
	(2) 表示面積が3平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの	1個	2,400 円
	(3) 表示面積が 10 平方メートル以上 30 平方メートル未満のもの	1個	4,800 円
	(4) 表示面積が 30 平方メートル以上 50 平方メートル未満のもの	1個	7,100 円
	(5) 表示面積が 50 平方メートル以上のもの	1個	9,500 円

備考1 はり紙の 100 枚未満は、100 枚として計算する。

2 照明装置を使用する広告物等にあつては、この表 15 の項の規定を適用し、その他の項の規定は、適用しないものとする。

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新町において引き続き検討する。

- (1) 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- (2) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- (3) 保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- (4) 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

〔西東京市〕

2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。

- ① 学校施設使用料及び公園使用(占有)料については、田無市の例による。
- ② 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。
- ③ 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。
- ④ 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。
- ⑤ 学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

〔さぬき市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

〔周南市〕

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、差異の著しいものや事情により調整の困難なものは、当分の間現行どおりとする。
また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

〔宇摩合併協議会〕

新市における住民の一体性の確保を図るとともに、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、使用料については、4市町村間で同一又は類似の施設の使用料について可能な限り統一に努めるものとする。

また、手数料についても、可能な限り統一に努めるものとする。

〔南宇和合併協議会〕

施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。

手数料（その1）については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。

〔かみうけな合併協議会〕

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。

手数料については、原則として4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

〔新居浜市・別子山村合併協議会〕

- 1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。
- 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。